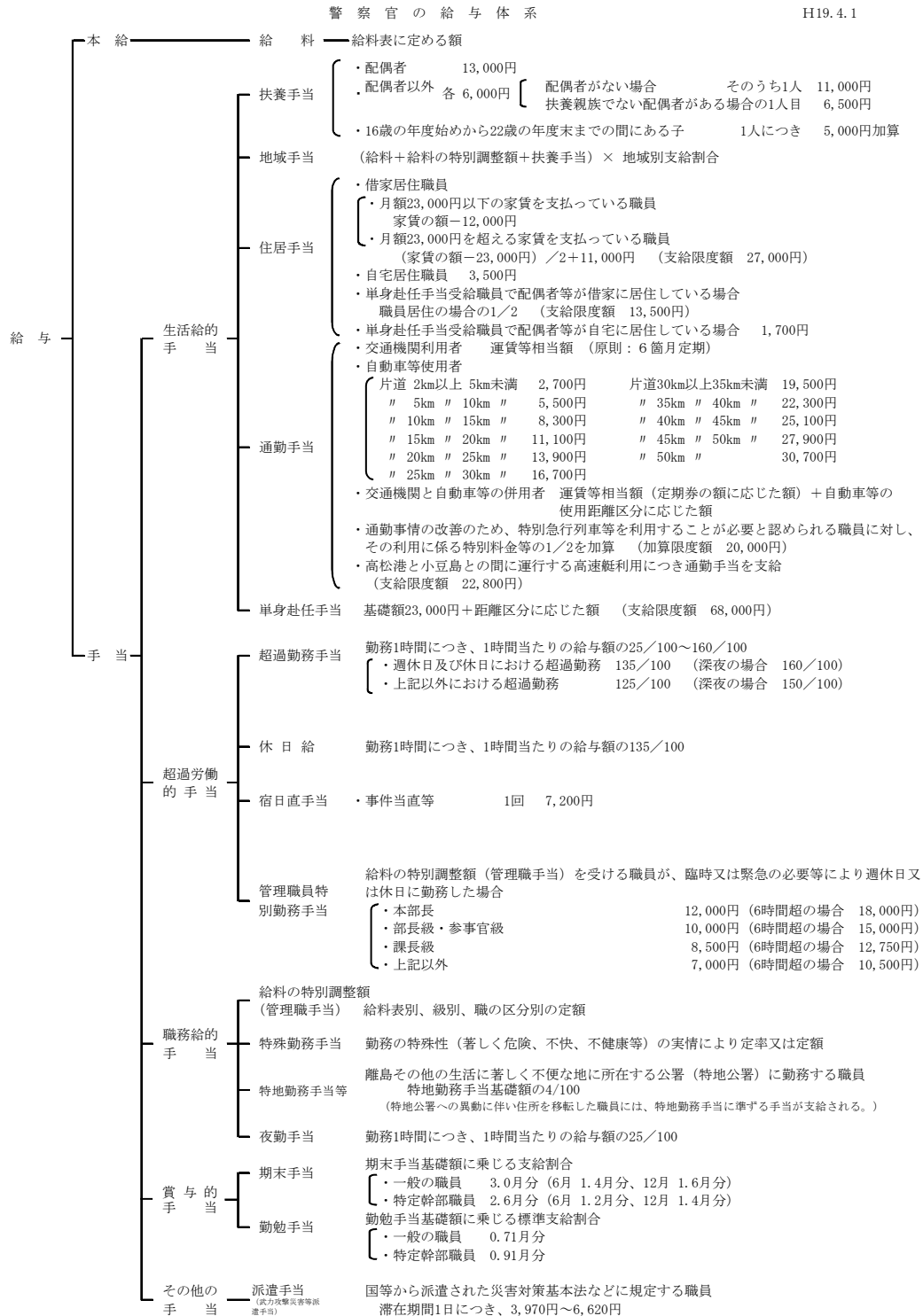


第4 警察官の勤務条件

1 給与体系

警察官の給与体系は、次のとおりである。



警察官の給与体系の特徴は、宿日直手当があることである。

警察の職務が 24 時間体制であるため、宿直(所定勤務時間後の当番の夜間勤務)と日直(休日の当番勤務)があるのが、特徴である。

2 平均給与

平成 18 年 4 月 1 日現在の一般行政職、警察官、教育職、技能職の平均給与月額、年齢は、次のとおりである。

区 分	給料(円)	諸手当(円)	計(給与)(円)	平均年齢
一般行政職	349,231	51,618	400,849	43 歳 2 月
警 察 官	342,090	109,880	451,970	41 歳 4 月
教 育 職	390,420	44,291	434,711	44 歳 2 月

また、初任給と経験年数別、学歴別平均給料月額は、次のとおりである。

区 分		初任給	経験年数	
			10 年	20 年
一般行政職	大学卒	165,094	265,412	372,074
	高校卒	134,248	219,573	342,654
警 察 官	大学卒	179,741	274,697	383,661
	高校卒	151,514	240,171	348,333
教 育 職	大学卒	184,785	302,723	393,178

これらによると、警察官の場合、一般行政職に比べて初任給は高いが、その後の給料の伸び率が低く、平均給料も低いこと、その分、諸手当等が多いこと等が分かる。

一般行政職と警察官の平均給料に差がない理由としては、①公安職給料表は、行政職給料表を基に職務内容を考慮して一定割合で高く設定されているものの、一般行政職と比較して、警察官の平均年齢が若いことから給料の差に影響がでたと推察できること、②公安職給料表は 1、2 級のいわゆる若年層の占める割合が、一般行政職と比べて大きいこと、③警察は階級組織であり、その階級には定数の縛りがあり、加えて昇任試験制度があることから、他の職種のように年齢による容易な昇格はできないこと、④一般行政職における級別構成比において、40%を超える「主任クラス:3 級」の警察対応級への昇格にも試験が影響し、昇格基準を満たさない警察官が多くいること、⑤さらに、現在既に最高号給に達している者は、試験合格による昇任をしない限り昇給が望めない制度になっていることが挙げられる。

(意見) 給料表の改正の検討

香川県のみで改正できる問題でないことは理解しているが、現行の昇任制度の改正も踏まえ、給料表の改正を検討するべきと考える。

最高号給者の救済のためにも、給料表の足伸びを検討するべきと考える。

3 諸手当

(1) 人件費の内訳

平成18年度実績と平成19年度予算の警察部局の人件費の内訳は、次のとおりである。

区分 単位	平成18年度実績額 円	構成比 %	平成19年度予算額 円	構成比 %
報酬	257,806,201	1.3	286,166,000	1.4
給料	8,408,519,279	41.5	8,409,853,000	41.5
手当	8,895,630,872	43.9	8,872,149,000	43.8
扶養手当	333,278,423	1.6	336,768,000	1.7
通勤手当	149,810,972	0.7	150,829,000	0.7
超過勤務手当	1,105,837,152	5.5	1,106,852,000	5.5
期末手当	2,381,956,423	11.8	2,367,277,000	11.7
勤勉手当	1,145,848,955	5.7	1,150,428,000	5.7
特殊勤務手当	200,603,224	1.0	204,528,000	1.0
給料の特別調整額	51,309,841	0.3	51,133,000	0.3
宿日直手当	339,256,800	1.7	356,537,000	1.8
管理職員特別勤務手当	2,530,000	0.0	3,472,000	0.0
夜間勤務手当	127,097,855	0.6	164,780,000	0.8
休日勤務手当	406,411,545	2.0	483,467,000	2.4
特地勤務手当	4,623,627	0.0	4,637,000	0.0
住居手当	74,357,442	0.4	74,544,000	0.4
児童手当	48,850,000	0.2	62,223,000	0.3
単身赴任手当	43,660,000	0.2	43,344,000	0.2
地域手当	2,237,613	0.0	2,016,000	0.0
退職手当	2,477,961,000	12.2	2,309,314,000	11.4
共済費	2,596,490,356	12.8	2,607,827,000	12.9
共済組合交付金	2,507,388,875	12.4	2,514,669,000	12.4
その他共済費	55,730,321	0.3	55,473,000	0.3
嘱託職員社会保険料等	33,371,160	0.2	37,685,000	0.2
災害補償費	842,566	0.0	1,000	0.0
報償費	1,896,000	0.0	1,896,000	0.0
恩給及び退職年金	93,434,432	0.5	92,884,000	0.5
合 計	20,254,619,706	100.0	20,270,776,000	100.0

警察は、超過勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、単身赴任手当、管理職員特別手当が多い。

(2) 諸手当

1) 諸手当の概要等

諸手当の概要と手当額が大きい理由は、次のとおりである。

	手当名	手当の概要(支給要件)	手当額が大きい理由
生活給的 手当	・単身赴任手当	・公署を異にする異動等のため、住居を移転し、規則で定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居、単身で生活することを常況とすることになった職員の、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減することを等を目的とした援助措置 ＜基礎額：23,000円＞	・警察官の場合は、駐在所勤務や通勤にかかる居住地制限等、その職務の特殊性から自宅からの通勤が出来ない者が多く、転居を余儀なくされる。 それに伴い、やむを得ない事情により配偶者と別居させるを得ない状況が多く発生。
	・超過勤務手当	・正規の勤務時間以外に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務一時間単価で支給 ＜1時間あたりの給与額の 125/100～160/100＞	・警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まりその他公共の安全と秩序の維持が責務であり、警察官の業務は昼夜を問わず勤務時間に関係なく発生、処理対応を行わなければならないその職務の特殊性による。
超過労働的 手当	・宿日直手当	・宿直、日直勤務を命じられた職員には、その勤務一回について手当を支給 ＜通常の宿日直 1回 4,200円 事件当直 1回 7,200円＞	・365日24時間体制の警察業務の特殊性によることから、警察庁舎すべてにおいて宿日直勤務がなされている。 また手当額も、通常の宿日直手当より事件当直としてその勤務に応じた高い額に設定されているところが大きい。
	・管理職員特別勤務手当	・給料の特別調整額の支給を受けている職員（管理職）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合の、当該職員にて支給 ＜部長、参事官級 10,000円 課長級 8,500円 主幹 7,000円＞	・警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まりその他公共の安全と秩序の維持が責務であり、警察官の業務は昼夜を問わず勤務時間に関係なく発生、処理対応を行わなければならないその職務の特殊性による。
	・休日勤務手当	・休日等に正規の勤務時間中に勤務することを命じられ、現に勤務した職員に対し、その勤務に対して一時間単価で手当を支給 ＜1時間あたりの給与額の135/100＞	・休日等も交番、駐在所勤務員やパトカー乗務員など交替で正規の勤務を割振られており、知事部局とは違う、365日24時間体制の警察職務の特殊性によるところである。
職務給的 手当	・特殊勤務手当	・職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる場合、手当として実績に応じて支給 ＜14種類：定額（日額）又は定率＞	・警察官の職務の特殊性から、現場で活動する警察官の殆どが、危険、不快、不健康又は困難な勤務等何らかの特殊勤務手当の支給対象となる。
	・夜勤手当	・正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する職員に対し、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間単価で手当を支給 ＜1時間あたりの給与額の25/100＞	・交番、駐在所勤務員やパトカー乗務員など交替で正規の勤務を割振られており、知事部局とは異なる、365日24時間体制の警察職務の特殊性によるところである。

2) 諸手当等の支給

①対象

勤務の状況により支給される諸手当が実績記録に基づき支給が決定されているかについて検討を

行った。対象部署は、特殊勤務手当の種類がもっとも多い高松北警察署を抽出し、8月実績分の諸手当について実施した。

② 9月給与支給額

項目	金額(円)	構成比%
給料	92,418,639	75.4
特別調整額 管理職手当	62,208	0.1
扶養手当	3,728,000	3
住居手当 単身赴任手当	1,265,400	1
通勤手当	1,586,226	1.3
特殊勤務手当	2,822,340	2.3
特勤勤務手当	86,546	0.1
超勤・休日給 管理職特勤	13,711,613	11.2
夜勤手当 宿日直手当	6,865,443	5.6
合計	122,546,415	100

特殊勤務手当、超過勤務手当(超勤)、夜勤手当、宿日直手当は勤務状況により変動するため、集計等の作業が必要であり、翌月に支給される。

3)特殊勤務手当

①内容

特殊勤務手当は、警察職務の特殊性を受けて種類が多い。業務内容により分類され、業務の性質等により、日額、件数などで支給される。

名称	対象業務数	最高額(円)	最低額(円)	支給単位
犯罪捜査手当	6	1,640	560	日額
警衛警護警備手当	3	1,150	640	日額
犯罪鑑識手当	1	560	560	日額
死体取扱手当	3	3,200	1,600	一体
交通捜査等手当	9	1,260	310	日額
爆発物等取扱手当	4	5,200	250	一件・日額
災害警備等手当	4	1,680	840	日額
夜間特殊業務手当	4	1,240	410	一回
少年補導手当	1	340	340	日額
警ら手当	2	420	340	日額
航空手当	11	-	-	月額～一時間
海上取締等手当	1	370	370	日額
潜水手当	2	470	310	一時間
看守護送手当	2	340	290	日額
合計	53	-	-	-

②知事部局との比較

職務の性質は異なるが、知事部局にも類似する手当として、航空機搭乗業務手当、県立病院従事者の死体取扱手当がある。

その内容及び金額は次のとおり。

・航空機搭乗業務手当:職員が航空機に搭乗し、大気又は海洋の汚染状況の調査、災害時における救助活動その他人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。

1 時間につき 1,900 円とする。→公安職も同額

飛行中の回転翼航空機から降下した日:1 日につき 870 円加算→公安職も同額

・死体取扱手当:病院に勤務する職員が死体の解剖若しくはその補助作業又は死体の清しき納棺作業に従事したときに支給する。

死体の解剖又はその補助作業に従事した場合 死体 1 体につき 900 円

死体の清しき納棺作業に従事した場合 死体 1 体につき 540 円

→公安職とは職務の内容が異なる。

なお、市町では、行旅死人手当、等の名称で、死体の取扱い手当を支給することが多い。概ね 1 体につき、1 万円程度の支給が行われていたが、高松市のホームページから市条例で確認したところ、高松市ではこの手当は定められていない。

職務として日常的に行われるものであれば、職務給として支給されるべきである。

また通常職務の内容により、特殊勤務手当対象業務と比較した場合、職務の内容に近いか遠いにより、特殊勤務手当として支給される金額の妥当水準は異なると思われる。

この点、死体取扱手当に金額の差異はあるが、医業従事者と警察官との業務は著しく異なり、比較は困難と思われる。

④特殊勤務手当の性格

特に危険な業務、万人が不快と感じ、従事したくない業務などを行う場合、それを行わない他の職員との間の均衡が保たれないこと、また、特殊な技能に対する支給の必要などから支給される。

日常業務に近いものについては、給与に含まれていると捉えるべきであろう。

月額操縦士航空手当は、操縦士の給料表を別途作成、使用することが本来であると思われるが、操縦士の特殊技能に対する手当という捉え方もできる。

知事部局でも防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」と呼ぶ。)を保有しているが、運営は委託によっており、職員として雇用されている操縦士はいない。

後述するように、警察用航空ヘリコプター(以下「警察ヘリ」と呼ぶ。)の維持費は 1.8 億円と多額であるが、知事部局の防災ヘリ委託費も平成 18 年度で 1.1 億円であり、警察ヘリの維持費は、固定費である。

実際の運用を考えると、災害時などには協力して業務に当たることになると思われる。知事部局との運用面での協力などの検討が望まれる。

4) 手続き

① 目的

高松北警察署に保管されている勤務実績にかかる諸記録と支給台帳とを照合し、記録が支給に反映されていること、及び給与規程との整合性について検討した。

② システムの概要

人事に関しても、知事部局と共通のシステムを用いている。

特殊業務や残業時間等のデータを一旦入力すると、自動的に計算される。

このような事務フローになっているため、システムから出力される管理帳票と支給明細とは必ず一致する。

③ システム上の数値の流れの確認

システムの正確性については、別途県庁知事部局で検討されていることを前提とし、数値が予定された手順で処理されていること、数値が一致していることを確認した。

特殊勤務手当、超過勤務手当について 2 件を抽出し確認したところ、それぞれの管理帳票と支給明細とは一致していた。

④ 承認・検証について

システムへの入力内容は業務の内容を正しく反映される必要がある。

警察という組織が果たすべき職務は、休日や夜間も継続することが要求され、知事部局などの他部署よりも、職務が統制される必要がある。このように組織が統制され、ローテーションの切れ目のないよう、各職員は上司の命令に基づき業務に就くこととなる。

他部署では、上司の勤務命令に対し、実績を記載し、さらにそれを上司が確認のうえ確定される。これに対し、香川県警察本部では、命令簿の記載は、「命令に基づいて実施された内容」だけが記載される。

特殊勤務手当は内容により細かく金額が規定されており、実際には実施後でなければ金額が確定できない。また、種類も多く、実際の勤務状況に基づき、各種記録から作成される。これを上司が確認し、確定されている。

事務処理担当者は、各種資料から勤務状況を確認しているが、効率よく勤務状況を支給計算に反映でき、後からも集計の妥当性が証明できるシステム作りが望まれる。

(意見)

少なくとも、命令簿に対し、職員本人が内容を確認し、押印・サイン等により確認したことを記録として残すことが望まれる。

5) 検討結果

15 名を抽出し、「超過勤務等命令簿・実績簿」と勤務ローテーション等を照合し、勤務状況と支給額との整合性を確認したところ、照合可能な特殊勤務手当について、記録に基づき支給されていた。

4 時間外勤務

月ごと個人ごとの超過勤務命令簿・実績簿を閲覧、検討した。

平成 18 年度、県警本部において、時間外勤務時間の平均時間が多い部署は、捜査第二課、公安課、生活環境課となっており、逆に少ない部署は、運転免許課、高速道路交通警察隊、地域課となっている。

警察署別では、小豆署、高松北署、高瀬署の順に時間外勤務時間の平均時間が多くなっている。平成 18 年度の超過勤務手当を支給した時間外勤務時間数が、500 時間を超えていた者が 29 人いることを確認した。

また、平成 18 年度の捜査員の申告に基づく実時間外勤務時間数が、超過勤務手当を支給した時間外勤務の倍近くある者も存在することも確認した。

（意見） 警察官の超過勤務時間の管理

警察官の場合、実際の時間外勤務時間について、すべて超過勤務手当を支給するとすれば、人件費は予算をオーバーしてしまうという問題がある。

そもそも、例えば、警察署における勤務状況については、所定の勤務時間内に仕事をするといった知事部局のような勤務の仕方ではなく、事件や事故に応じて、時には集中的に、時には待機状態があり、その点では裁量労働的な意味合いが強いものであり、この点からは、警察官の勤務時間は厳重なタイムカード制にはなじみにくいものであると言える。

しかし、コンプライアンスの観点からは、一応、警察官の時間外勤務時間をきちんと管理しつつ、それを基にして超過勤務手当の対象となる時間外勤務時間を算定するべきであると考える。

5 待機制度

県警察では、事案の内容によって、緊急で重大な事案に対しては、事案の内容に応じた応招義務を課しているほかに、警察署の署情に応じて、必要であれば、待機的な取り扱いを設定している。

例えば、A署の交通課員が 7 名いたとすれば、毎日、1 名が当直要員、残りの 6 名のうち、もう 1 名を自宅待機としている。これは、人身事故等の重大事故等への有事即応に対して最低限の体制を確立し、現場臨場の迅速性、責任の明確化、同僚等への負担の軽減を図り、円滑な業務運営を進めるために、当該措置を行っているものである。

6 年次有給休暇

個人ごとの休暇簿を閲覧、検討した。

平成 18 年中の警察官の年次有給休暇の取得状況については、本部及び警察署の地域部門が 1 人当たりの年次有給休暇取得日数の多いことが分かった。

地域部門の年次有給休暇の取得日数が多いのは、基本的に地域部門の勤務態勢は 3 交替制勤

務が多く、休暇を取得する際には、2 日分を費やすことが多いことに加えて、地域業務は、地域に根ざした受持区の地域住民に対して、安全で安心な生活を守るための警らを主体とし、その勤務体制が交替制等の計画的な勤務であり、他部門と比べて計画的な年休を取得しやすい状況にあるためとのことである。

7 懲戒処分

警察職員の懲戒処分のうち、重大な事案、その他国民に対する説明責任を果たすために必要なものとして、警察庁が策定した発表の指針を参考として、香川県警察が公表している懲戒処分（平成 14 年から平成 18 年）は、次のとおりである。

区 分	No.	懲戒年月日	懲戒種別	事案内容
平成14年	1	H14.3.28	減給10/100・1月	不適正事務処理
	2	H14.3.28	減給10/100・1月	不適正事務処理
	3	H14.3.28	戒告	不適正事務処理
	4	H14.3.28	戒告	不適正事務処理
	5	H14.3.28	戒告	不適正事務処理
	6	H14.3.28	戒告	不適正事務処理
	7	H14.3.28	戒告	不適正事務処理
	8	H14.3.28	戒告	不適正事務処理
	9	H14.5.31	戒告	不適切書類作成
平成16年	1	H16.1.23	停職1月	犯人隠避
	2	H16.1.23	減給20/100・3月	不適正事務処理
	3	H16.1.23	戒告	職務上義務違反
	4	H16.1.30	免職	猥褻画像公然陳列
	5	H16.2.20	免職	器物損壊等
	6	H16.4.16	停職1月	不適切交際
	7	H16.5.14	戒告	情報漏洩
平成18年	1	H18.5.25	減給10/100・6月	けん銃盲発
	2	H18.12.1	免職	飲酒運転・万引き

これによると、毎年のように懲戒処分が発生している。

平成 19 年 7 月には、女性と不適切な関係を持った巡査長が戒告処分を受けたところである。

また、平成 19 年 9 月には、巡査が飲酒当て逃げ事故を起こしており、いずれも新聞等で報道されている。

警察職員の懲戒処分は、国家公務員法第 82 条、地域公務員法第 29 条により、軽いものから順に、戒告、減給、停職、免職となっており、規律違反内容ごとに処分が決められている。

警察職員の懲戒処分は、警察庁の平成 14 年 7 月 15 日付けの「懲戒処分の指針の改正について」（通達）に照らして行われている。

通達の中の「懲戒処分の指針」においては、職務遂行上の行為、私生活上の行為、管理監督上の行為について、それぞれ規律違反行為とそれに対応した懲戒処分の種類が掲げられている。

例えば、被疑者その他の者に対してわいせつな言動をすること（重大なもの）は、免職又は停職

処分に該当し、酒気帯び運転で人身事故を起こすことは、免職又は停職処分に該当すると規定されている。

なお、実際の処分に当たっては、個々の事案に即して、行為の動機、社会に与える影響等を総合的に考慮して処分を行っているとのことである。

（意見）懲戒処分の基準の見直し

ところで、調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を偽造、変造することについては、重大なものは免職又は停職処分に該当するとされているにもかかわらず、重大なもの以外のものは減給又は戒告とされている。

しかし、調書、被害届、捜査報告書等を偽造、変造することは、それが重大であろうがなかろうが、本来、公文書偽造罪（法定刑は1年以上10年以下の懲役）等の犯罪に該当する行為であるのみならず、警察の職分とも言うべき捜査の適正それ自体を直接的に損なう行為であって、警察の社会的信用を根幹から一挙に失墜させる悪質な規律違反行為であるから、減給又は戒告の処分の可能性を残していること自体手ぬるいと言わざるを得ない。

一方、私生活上の行為については、公務の信用を失墜させるような不相応な借財、不適切な異性交際等の不健全な生活態度をとることが、戒告とされている。

しかし、借財がどれくらいになれば不相応かが不明確であるし、不適切な異性交際の具体的な範囲も不明確であるし、それ以外の不健全な生活態度であるところの「等」の内容も不明確である。このような不明確な規律違反をもって戒告の対象としていることは、警察職員の私生活上の行動を萎縮させるのみならず、特定の警察職員に対する第三者の逆恨みに基づく無用な懲戒申立てにも結びつきかねないものである。

仮に、特定の警察職員が不相応な借財をしていたとしても、それはあくまでも債務不履行になるかどうかだけの民事上の問題であって、支払不能になれば自己破産手続や個人再生手続といった法定の手続を執れば済むだけのことであり、また、いわゆる不貞行為があったとしても配偶者や交際相手の配偶者に対する民事上の不法行為の問題にすぎず、公務の信用とか行政上の懲戒の問題とは性質的には無関係である。

よって、本件規律違反については、削除するか、せめてより具体的に内容を特定するべきである。

上記各事案について、事案内容と処分内容を検討したところ、すべて上記通達の基準内の処分内容であり、かつ、個別、具体的な事案に即したものであり、特に問題はなかった。

8 苦情申出制度

警察法では苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができる。

なお、警察本部長や警察署長宛てに申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、これに準じた取扱いが行われている。

苦情申出の処理方法は次のとおりである。

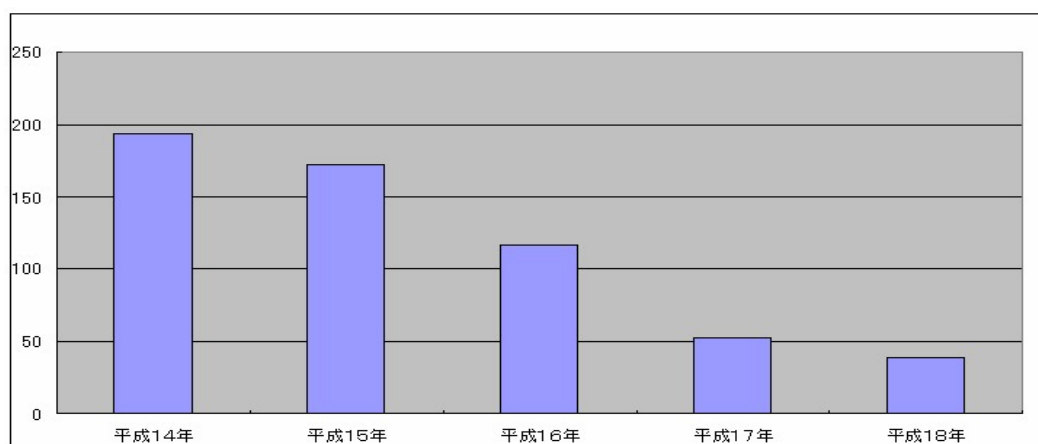
(1) 公安委員会に対する苦情

- 警察本部又は警察署において受理
- 警察本部公安委員会補佐官への送付
- 受理を公安委員会へ全件報告
- 調査の実施
- 公安委員会への結果等の報告
- 通知

(2) 警察に対する苦情

- 警察本部又は警察署において受理
- 警察本部又は警察署において受理
- 警察本部総務課へ送付
- 本部長へ報告
- 調査結果等を本部長へ報告
- 公安委員会へ受理及び処理状況の報告

警察に対する苦情申出件数の推移は、次のとおりである。



これによると、苦情申出の件数は、毎年減少している。

平成 18 年中の苦情申出の件数、内容は、次のとおりである。

【平成 18 年中における香川県の苦情の件数】 (件)

区 分		来訪	郵送	電話	メール	F A X	現場	その他	計
公安委 員会	法定	—	4	—	—	—	—	—	4
	法定外	—	—	—	—	—	—	—	—
警 察		10	1	18	5	—	—	—	34
合 計		10	5	18	5	0	0	0	38

【上記苦情の内容分析】				(件)	
苦情内容	公安委員会	警察	苦情内容	公安委員会	警察
遺失拾得	-	2	捜査	-	6
職務質問	-	3	交通取締り	2	8
110番臨場	-	4	事故捜査	-	3
各種相談	-	1	免許・行政処分	-	3
少年補導	-	1	その他	2	3
			計	4	34

平成 18 年中の苦情申出に対する処置状況を検討したところ、不正又は不当な点は見当たらなかった。

9 被服及び装備品

(1) 規定の内容

被服・装備品の貸与は「香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例」に定められている。

(2) 被服貸与品目

警察官に対し品目ごとに期間を定めて貸与される。対象人員は、香川県警察約 2 千人のうち、事務職員を除く警察官である。

条例に明記されている品目についても、「特別の事情がある場合には、香川県警察本部長は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。」とされている。

支給品の中でも、警察仕様のものは回収される。支給品ごとに予備数が決められており、支給品数がその数に達するまでは回収せず、新規に貸与される。

1) 不要な貸与が行われていないか

貸与期間が切れる前に、対象職員に貸与品及び開始日を通知し、必要か否かの回答を管理部署が取りまとめる。

内勤が多い管理職員などは、消耗が少ないなど、勤務内容により消耗度が異なるため、職員の希望を聞いたうえで、必要数を支給している。

現在の支給状況について、手書きで台帳が作成されているため、新規貸与対象一覧、貸与通知、回答の集計から新規貸与リスト作成まで手作業で行っている。

(意見)

支給品は貸与後の管理も必要なものが多く、その種類、職員数を考えると非常に手数がかかる作業である。また、手作業によるため、転記誤り等の把握まで行うことは困難な状況であり、システム化の検討が望まれる。

貸与期間が長期となる雨衣・ベルトなどは、貸与を希望しないで後に使用に耐えなくなったような場合も基本的には貸与されない。予備保有も認められていないため、不要であっても貸与を受けた職員が有利となり、公平ではない。装備品と同様に、貸与期間を定めずに使用できなくなったら交換するシステムが望ましい。

また、毎年貸与される長靴などは、毎年必要とする職種の方が少ないのではないかと。貸与を管理する手数を考えると、貸与を希望しないことが多い品目を洗い出し、基本となる貸与期間を延長するか、前記のものと同様、貸与期間を定めずに使用できなくなったら交換する等の規定改定が望ましい。

2) 条例に定められている品目が規程どおり貸与対象とされているか

平成 19 年度の状況につき確認したところ、条例に定められている支給品のうち、靴下(2 足 4 月＝年間 6 足)と、制服勤務を基本としない警察官に対する短靴(年間一足)の支給を停止している。

条例の「特別の事情」には財政難が含まれる、という解釈により削除されたものである。

短靴については、制服勤務であるか否かに拘わらず、外勤の有無で決定されるべきであるとも考えられる。

品目を特定し、支給しないこととされた決定文書は作成されている。

なお、靴下、長靴、短靴は警察庁指定の仕様ではない一般品である。

(意見)

現況の経済情勢と条例を照らし合わせて見ると、靴下が支給されること自体が一般的な生活感覚から見て不自然である。条例自体の再検討が望まれる。

ただし、病院勤務の看護師に対してもストッキングが支給されるなど、極めて特殊な規定ではない。

3) 条例に規定されている制服以外の被服支給が適正に行われているか。

条例によると、職務の性質上私服を着用して勤務することを命ぜられた者に対しては、警察本部長の定める被服を支給することができる。

これらの品目については、条例上は定められていないが、鑑識時の作業服などの定型のものであり、大阪市役所の被服貸与で行われていたような、私服の貸与に類似するものではないことを確認した。

(3) 貸与手続

貸与時には、貸与される品物と貸与に関する申請書が作成され、過去の貸与記録と照合のうえ、貸与品と申請書は各部署に送付され、受取った職員の受領が申請書にサインした後に管理部署

に返送される。

平成19年4月から8月までの「給貸与品貸与(支給)申請書」を閲覧したところ、特に異常な申請、受領サインのない申請書等はなかった。

ただし、給貸与品貸与(支給)申請書には受け付け連番等付されておらず、これらがもれなく保存されていること等、途中処理の妥当性までは検証が極めて困難であり、前述システム化が望まれる。

(4) 返納

条例には明確に定められていないが、警察官という職務、警察特有の業務に使用される装備品は回収される。

返納についても、貸与と同様な手続きによっているが、返納であるため、受領は管理部署が行い、受領サインや受付印が記載される様式ではない。

ただし、実際には欄外に受領日付が記載されている。平成19年度8月までの「給貸与品返納書」を閲覧したところ、日付等の記入漏れは数件あったが、内容等が不審なものはなかった。

(5) 物品の管理

回収された物品の廃棄は、担当者が焼却まで確認している。

回収されたもののうち、使用可能であるものは再利用されることもある。

新品在庫とあわせ、保管室を決めて保管されている。

この部屋等は施錠され、鍵も担当者が管理しており、厳重な管理下にある状況といえる。

しかし、現在の在庫についての管理簿がないため、実際に厳密な管理が有効に実施されていることを確認する方法がない。

中古品で再利用するものについては、再利用に回ったものの在庫記録が行なわれない。

(意見)

前述出し入れ記録から、廃棄、再利用を含めて記録が作成され、この記録上の数量と現物の一致まで定期的に確認できる状況とすることが望まれる。

このためには、支給品貸与システムの導入が望ましく、この場合、中古品の回収も含め、在庫管理が出来るものとするのが合理的である。

(6) 国からの支給品

貸与物品の中でも、拳銃だけが国で購入し配付される。

管理方法も国の規定により、管理責任者が保管し、勤務中だけ使用され、定期的に検査されている。